

健康保険 被扶養者（異動）届

事業所	健保		
担当	担当	事務長	常務理事

記入日	令和 00 年 00 月 00 日	<input checked="" type="checkbox"/> 必ずご記入下さい	<input checked="" type="checkbox"/> 本申請書の提出を事業主へ委任します。（委任する場合は✓）
健康保険証 記号・番号	6700 - 00000	所属	八総
		氏名	フカガ ヤスカワ タロウ 安川 太郎
		生年月日	昭和 平成 00 年 00 月 00 日 令和
資格取得年月 日	昭和 平成 00 年 00 月 00 日 令和	住所	〒 807-1234 北九州市八幡西区△△町××番××号 電話 (093) 645 - 8817
被保険者の年間収入 (共働きの場合は源泉徴収票添付)	600 万円	被保険者の報酬以外の 収入 (年金等)	なし 万円
		扶養に入っていない配偶者の 年間収入 (源泉徴収票添付)	万円

子を加入させる時に配偶者が安川健保非加入である場合、記入が必要です。(前年の源泉徴収票の写しも添付してください)

増減の別	続柄	性別	被扶養者の氏名	生年月日	年齢	世帯	年間収入	扶養(削除)の理由及び年月日	資格喪失 証明書
増 減	長男	男 女	フカガ ヤスカワ (氏) 安川 (名) 小太郎	昭和 平成 令和 00 00 00 年 月 日	歳 0	同居 別居	0 円	結婚・離婚・就職・退職 出生 00 年 00 月 00 日	要 不要
増 減	妻	男 女	フカガ ヤスカワ (氏) 安川 (名) 花子	昭和 平成 令和 00 00 00 年 月 日	歳 00	同居 別居	0 円	結婚・離婚・就職 退職 出生 00 年 00 月 00 日	要 不要
増 減		男 女	フカガ (氏)	昭和 平成 令和 年 月 日	歳	同居 別居	円	結婚・離婚・就職・退職・出生 その他 () 年 月 日	要 不要
別居の場合の被扶養者の住所 ※増減の別の増の時に記入ください				〒 157-0077 東京都〇〇区□□××丁目					

結婚→婚姻日
退職→退職日
出生→出生日

- この届を提出される前に ホームページに掲載している「被扶養者認定基準」を必ず読んで、該当する場合にのみ提出してください。
- 申請の理由欄については、該当する項目を○で囲み、その理由が生じた年月日を必ず記入してください。
- 日本国内に被扶養者の住民票がない場合は、その他欄に「海外在住」と記入してください。

事業所	所在地 名称 事業主	事業所の担当者が記入します
-----	------------------	---------------

記入上の注意

1. 「扶養（増）」届出の場合に添付する証明書

年齢区分	添付書類の明細等
60歳以上 75歳未満	「扶養申請対象者状況届」 同居の場合は続柄及び世帯全員分記載の「住民票」、別居の場合は「続柄が確認できる証明書」及び「送金証明書（銀行振込等の公的証明）」 市県民税所得額証明書、年金受給者は「年金支払通知書（遺族年金・恩給含む）の写」、他の扶養可能者が扶養していない証明書 など 退職された方は、「退職証明書」及び「雇用保険離職票 1・2」。 但し、雇用保険を受給される方は、雇用保険受給終了時まで間、本申請はできません。 雇用保険の受給を終了された方は、「雇用保険受給者証（写）」、病気で就労できない方は医師の証明書・障害者手帳（写） など 就労中（パート・アルバイト等）で収入が少ない方は「勤務証明書」
18歳以上 60歳未満	「扶養申請対象者状況届」、続柄が確認できる証明書（例：戸籍記載事項証明書、続柄及び世帯全員分記載の「住民票」など）、 これまで無職だった方は「市県民税所得額証明書」、年金受給者は「市県民税所得額証明書」及び「年金改定通知書（写）」 退職された方は、「退職証明書」及び「雇用保険離職票 1・2」。 但し、雇用保険を受給される方は、雇用保険受給終了時まで間、本申請はできません。 雇用保険の受給を終了された方は、「雇用保険受給者証（写）」、学生の場合は「学生証（写）」、病気で就労できない方は医師の証明書・障害者手帳（写） など 就労中（パート・アルバイト等）で収入が少ない方は「勤務証明書」
18歳未満	「扶養申請対象者状況届（但し、出生の場合は不要）」、続柄が確認できる証明書（例：戸籍記載事項証明書、続柄及び世帯全員分記載の「住民票」など） 高校生は学生証の写し
被扶養者 申請不可	年間収入が60歳未満で130万円超、60歳以上で180万円超の場合。 義父母・甥・姪などで別居の場合。 傷病手当金や出産手当金及び雇用保険の受給者。

申請者以外に扶養能力がある親族が援助していない場合 ⇒ 「扶養状況確認証明書」の添付が必要です。

被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方の加入申請の場合 ⇒ 「国民年金種別変更届」が必要です。（氏名変更をされる場合は、年金手帳を添付してください。）

* 上記以外にも、必要に応じて、別途書類を提出していただくことがあります。

2. 「扶養（減）」届出の場合に添付する証明書

就職で「減（削除）」の方は、就職先での健康保険証のコピーを添付してください。

3. 共働きの場合における被扶養者の認定にあたっては被扶養者の人数に係らず、原則として被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入が多い方に帰属します。

<<被扶養者認定についてご理解を>>

※ご家族の「被扶養者（異動）届」を提出前にご一読をお願いします。

※ 健保組合は厳正かつ公平な被扶養者認定を行なうため努力しています。

被保険者やその家族の方々の中には、健保組合の被扶養者資格認定の仕組みや考え方がよく分からないため、健保組合より“被扶養者資格がない”旨を通知した場合、その通知に不満を抱かれる方がおられます。しかし、被扶養者資格の認定は、健康保険関係法令・通達に定められており、健保組合はその法令等に基づいて厳正かつ公平な認定を行なうために努力しています。

※ 被扶養者資格認定のスムーズな業務遂行には、加入者の皆さまの被扶養者資格に関する正しい理解が不可欠です。

被扶養者資格の判定を健保組合がスムーズに行なうためには、年収や家計の状況等を最も把握されている加入員（被保険者とその家族）の方に、健康保険の被扶養者資格について正しく理解していただく必要があります。被扶養者資格認定の最も重要なポイントは、あなたが実際にその家族の方の生計を「主トシテ（通常、生計費の半分以上）生計ヲ維持シテイケルコト（健康保険法第3条第7項）」であり、あなたに継続的に扶養する能力があることの確認を行なうことです。